

# 高機能消防指令システム実施設計業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

鹿角広域行政組合

**高機能消防指令システム実施設計業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

## 1 目的

本実施要領は、「高機能消防指令システム実施設計業務委託」の受託者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式により技術提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、技術的に最適な受託者を選定する手続きを定めることを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 「高機能消防指令システム実施設計業務委託」
- (2) 業務内容 別添「高機能消防指令システム実施設計業務委託」仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月12日までとする。

ただし、本業務は令和9年3月12日を履行期限としているが、令和9年度予算編成等の事業を円滑に進めるため、設計概要、概算工事積算書を令和8年9月末日までに提出すること。

- (4) 提案上限金額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

高機能消防指令システム実施設計業務 12,609,300円

- (5) 最低制限価格制度：鹿角市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度の適用

## 3 担当部局

〒018-5201

秋田県鹿角市花輪字向畑100番地2

鹿角広域行政組合消防本部 警防予防課

電話 0186-23-5601

FAX 0186-23-5605

メール keiyoka@fdkazuno.jp

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業とし、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 鹿角広域行政組合の入札参加資格登録において土木関係建設コンサルタント及び建築関係建設コンサルタントの登録を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律75号）に基づく、破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 代表者及び役員等が鹿角市暴力団排除条例に規定する暴力団又はその構成員の統治の下にある者でないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 公告から契約までの期間において、鹿角広域行政組合（以下、「本組合」という。）、国、秋田県及び他の地方自治体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 本プロポーザルにおいて、他の参加申込者の協力企業（業務を実施するうえで業務の一部を再委託する企業等をいう。）になっていない者であること。
- (9) 本組合の入札参加資格登録において土木関係建設コンサルタント及び建築関係建設コンサルタントの登録を有していること。
- (10) 東北地方管内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所のいずれかを有していること。本社（本店）は入札参加資格登録の所在地とする。なお、支社（支店）、営業所は本社（本店）から入札、契約手続きに係る年間委任状を受けていること。
- (11) 国土交通省より建設コンサルタント（電気電子部門）の登録を受けていること。
- (12) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (13) 本業務の実施に当たり、本組合の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えており、連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対処できること。また、十分な提案能力及び業務実績を有していること。
- (14) 本業務の品質水準を確保することを目的としてISO9001を取得していること。
- (15) 国、地方公共団体等より元請けとして高機能消防指令システム（離島型以上）及び消防救急デジタル無線の実施設計業務の実績を有すること。（公示日までに完了し、引渡済みの業務実績をいう。）
- (16) 過去10年間の通信システム設計（高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線・市町村防災行政無線システム等）において設計の誤りを特定され瑕疵担保責任（指名停止措置を含む。）を請求されたことがないこと。
- (17) 設計施工分離の観点から受注者は「建設業（電気通信工事業）の許可」を有していないこと。

## 5 配置予定技術者要件

### (1) 管理技術者

管理技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- ① 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条により登録された技術士「電気・電子部門」又は一般社団法人「建設コンサルタンツ協会」が実施しているRCCM「電気電子部門」のいずれかの資格を有する者であること。
- ② 東北地方管内に在籍していること。（東北地方管内の本社及び支社等に常駐していること。）
- ③ 令和3年度以降（過去5年間）公告日までに完了し、引き渡し済みの東北地方における高機能消防指令システム（総務省消防庁消防防災施設等整備補助金交付要綱「離島型以上」）の実施設計及び工事監理業務の実務経験を有していること。（公示日までに完了し、引渡済みの業務実績をいう。）
- ④ 公告日以前6か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、高機能消防指令

システム及び消防救急デジタル無線メーカー（販売代理店を含む）からの出向者を従事させることは認めない。

(2) 照査技術者

照査技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- ① 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条により登録された技術士「電気・電子部門」又は一般社団法人「建設コンサルタンツ協会」が実施しているRCCM「電気電子部門」のいずれかの資格を有する者であること。
- ② 令和3年度以降（過去5年間）公告日までに完了し、引き渡し済みの東北地方における高機能消防指令システム（総務省消防庁消防防災施設等整備補助金交付要綱「離島型以上」）の実施設計及び工事監理業務の実務経験を有していること。（公示日までに完了し、引渡し済みの業務実績をいう。）
- ③ 公告日以前6か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線メーカー（販売代理店を含む）からの出向者を従事させることは認めない。

6 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

		項目	期間等
参加資格要件審査	1	公募案内の公告期間	令和8年4月13日（月）から 令和8年4月24日（金）まで
	2	質問書の提出期限	令和8年4月20日（月）午後4時必着
	3	質問書への回答	令和8年4月22日（水）午後4時まで
	4	参加表明書等提出期限	令和8年4月24日（金）午後4時必着
	5	参加資格要件審査の結果通知	令和8年4月28日（火）
技術提案審査	6	技術提案書等の提出期限	令和8年5月18日（月）午後4時必着
	7	技術提案書の審査	令和8年5月22日（金） ※ヒアリング実施予定日
	8	審査結果の通知	令和8年5月26日（火）
	9	契約締結	令和8年5月27日（水） ※予定

7 質問及び回答

(1) 提出期限

令和8年4月20日（月）午後4時必着

(2) 提出場所

前記「3 担当部局」に同じ。

(3) 提出方法

所定の様式（様式12）により、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。

また、送信後は確認のため前記「3 担当部局」まで電話連絡すること。

なお、他参加者の状況など業務実施に必要な質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問があった場合は、令和8年4月22日（水）午後4時までに鹿角広域行政組合ホームページ上で回答することとし、回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

なお、評価に関する質問については回答しない。

## 8 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明に伴う提出書類は次のとおりとする。

提出書類	様式	備考
参加表明書	様式1-1	
誓約書	様式1-2	
企業の概要	様式2	パンフレット等がある場合は可能な限り添付
建設コンサルタント（電気電子部門）登録通知の写し	—	
一級建築士事務所登録通知の写し	—	
企業の業務実績	様式3	契約書又はテクリス登録等の写しを添付
配置予定管理技術者の資格及び業務実績	様式4	資格証及び社員証の写し等を添付 契約書又はテクリス登録等の写しを添付
配置予定照査技術者の資格及び業務実績	様式5	資格証及び健康保険証の写し等を添付
納税証明書（その3の3） ※「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納税額がない証明	—	参加表明書提出日の3か月以内のもので原本を添付
登記事項証明書	—	参加表明書提出日の3か月以内のもので履歴事項又は全部証明書の原本を添付

(2) 提出部数

## 1 部

### (3) 提出場所

前記「3 担当部局」に同じ。

### (4) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後4時必着

### (5) 提出方法

提出方法は持参又は郵送とすること。郵送する場合は、提出期限までに到着するよう、封筒に赤字にて「公募型プロポーザル参加表明書在中」と記載することとし、必ず「特定記録」又は「簡易書留」（受取日時及び配達されたことが証明できる方法）にて郵送すること。

なお、本組合は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切責任を負わない。

### (6) 参加に当たる説明会等の開催

本プロポーザルに関する現地説明会等は行わない。

### (7) 参加資格要件審査

参加表明書等の提出に基づき、「4 参加資格要件」に定める参加資格要件を満たしているか確認を行う。参加資格を満たさない者から参加表明書の提出があった場合には、該当者にその旨を通知し、その者は技術提案書を提出することができない。参加資格要件確認結果は、電子メール又はファクシミリにて通知する。参加資格要件を満たす者が技術提案書を提出することができる。

なお、提出書類に不備等があった場合は失格とする。

### (8) 閲覧資料の提供

技術提案書作成に必要な閲覧資料（既存建築平面図、システム系統図等）は、技術提案書の参加資格者に提供する。

## 9 技術提案書の提出

### (1) 提出書類

技術提案に伴う提出書類は次のとおりとする。

提出書類	様式	備考
技術提案書提出書	様式6	
業務実施体制	様式7	
実施方針	様式8	
実施手順（業務フロー）	様式9	
実施工程（業務工程表）	様式10	
その他（重要事項の指摘）	様式11	
見積書	様式14	

### (2) 提出部数

## 6部

### (3) 提出場所

前記「3 担当部局」に同じ。

### (4) 提出期限

令和8年5月18日（月）午後4時必着

### (5) 提出方法

提出方法は持参又は郵送とすること。郵送する場合は、提出期限までに到着するよう、封筒に赤字にて「公募型プロポーザル技術提案書在中」と記載することとし、必ず「特定記録」又は「簡易書留」（受取日時及び配達されたことが証明できる方法）にて郵送すること。

なお、本組合は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切責任を負わない。

### (6) 再提出

提出後の追加及び変更は認めない。

### (7) 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、指定の様式（様式13）を使用して辞退届を担当部局に提出すること。提出方法は持参又は郵送するものとし、その旨を電話により連絡すること。郵送する場合は、令和8年5月15日（金）午後4時まで必着とし、必ず「特定記録」又は「簡易書留」（受取日時及び配達されたことが証明できる方法）にて郵送すること。

## 10 技術提案書作成上の留意点

- (1) プロポーザルは、「高機能消防指令システム実施設計業務委託」における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の作成や提出を求めるものではない。
- (2) 設計作業は、発注者提案の資料に基づき、プロポーザルでの選定を経て契約後に発注者と協議のうえ開始することとする。
- (3) 提案書の様式は、様式6～11及び14（A4判）に示したとおりとし、印刷方法はモノクロ片面印刷とする。なお、指定した枚数を超えた内容については評価しない。
- (4) 見積書は、様式14に示したとおり提出すること。なお、高機能消防指令システム設計業務委託の限度額を定めているので留意すること。

## 11 技術提案の審査及び評価の方法

### (1) 選定委員会

受託予定者の選定にあたっては、「高機能消防指令システム実施設計業務委託」公募型プロポーザル予定者選定委員会において審査を行うこととする。

### (2) 評価基準

評価基準については、別表1「評価基準」のとおりとする。

### (3) 評価方法

技術提案書並びに参加表明に伴う提出書類内容を評価し、ヒアリングを実施したうえで決定する。

提出のあった技術提案書類の内容を総合的に評価し、選定委員会での評価点平均が「60

点以上」でかつ最も高い提案者を受注予定者とする。

(4) ヒアリング日時

ヒアリングについては、令和8年5月22日（金）を予定している。開始時間については参加者に別途連絡する。なお、おおむね30分程度を予定している。

(5) ヒアリング参加者

ヒアリングに対する参加者は3名以内（人数の変更可）とする。

(6) 提案者が1社の場合

選定委員会において、合計点の平均が「70点以上」であれば、実施要領及び仕様書等を満たすと判断し、契約候補者に決定する。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年5月26日（火）に技術提案者全員に郵送等により通知する。  
なお、審査は非公開とし、選定結果等についての異議申し立ては一切受け付けない。

## 1.2 契約に関する条件

選定した受託予定者と契約締結に係る交渉を行った上で、技術提案時に提出した見積書金額をもって随意契約の方法により契約を締結する。

なお、提案内容等について、本組合から一部変更を求める場合がある。

## 1.3 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び技術提案書を無効とし、提案者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 技術提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本プロポーザルの参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本実施要領の定めに違反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合
- (6) 見積金額が提案上限金額を超えた場合

## 1.4 留意事項

(1) 実施要領の承諾

参加表明書類の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

参加表明書類及び技術提案書類の提出に関する費用は、参加表明者の負担とする。

(3) 使用言語及び通貨

提案に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

(5) 提供資料の取り扱い

本組合から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外

の目的で使用することを禁止する。

(6) 提出後の追加及び変更

提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、本組合が必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

(7) 著作権等の権利

提出された技術提案書並びに提案内容の著作権は、それぞれプロポーザル提案者に帰属するものとする。

なお、第三者に帰属する著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰属するものとする。

(8) その他

本要領に定めるもののほか、提案に当たって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。

## 【別表 1】

## 評 価 基 準

## 1 企業及び配置予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		ウェイト
<b>参加企業に対する評価（経験及び能力における実績）</b>			
（様式 3）技術力	業務実績		5
（様式 3）情 報・収集力	地域精通度		5
参加企業に対する評価の合計（a）			<b>10</b>
<b>配置予定技術者に対する評価（経験及び能力における実績）</b>			
（様式 4）（様式 5）資 格	専門分野の 技術者資格	管理技術者	5
		照査技術者	5
（様式 4）技術力	業務実績	管理技術者	10
（様式 4）専任性	手持ち業務	管理技術者	5
（様式 4）情 報・収集力	地域精通度	管理技術者	5
配置予定技術者に対する評価の合計（b）			<b>30</b>

## 2 実施方針など

評価項目	評価の着目点		ウェイト
<b>実施体制・実施方針・実施手順・実施工程・その他に対する評価</b>			
（様式 7）実施体制	業務予定従事者数（管理技術者及び照査技術者を含まない）		5
（様式 8）実施方針（業務理解度）			15
（様式 9）実施手順（業務フロー）			10
（様式 10）実施工程（業務工程表）			10
（様式 11）その他（重要事項の指摘）			10
価格評価			10
実施方針・手法に対する評価の合計（c）			<b>60</b>

## 評価合計

評価得点の総合計 = (a) + (b) + (c)	<b>100</b>
----------------------------	------------